（保険料の納付等の申出）

第七十八条の三　法第八十七条の二第一項の規定による保険料の納付の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名及び住所

二　基礎年金番号

第七十八条の四　法第八十七条の二第三項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名及び住所

二　基礎年金番号

第七十八条の七中「前納及び」を「前納」に改め、「追納」の下に「及び平成二十三年金確保支援法附則第二条第一項の規定による後納保険料の納付」を加える。

第八十四条中「第七十八条の二」を「第七十八条の三」に改める。

第百二条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項の規定による承認の権限に係る事務の引継ぎ等）

第百二条の二　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項において読み替えて準用する法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項の規定による承認の権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うこととするときは、機構は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

2　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項において読み替えて準用する法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

（国民年金後納保険料納付申込書の提出）

第百三条の二　平成二十四年年金確保支援法施行令第三条第一項の規定による国民年金後納保険料納付申込書の提出は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

第百十三条の次に次の一条を加える。

第百十三条の二　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第九項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項の規定において読み替えて準用する法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項の規定による承認の権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項の規定において読み替えて準用する法第百九条の四第四項の規定による公示

2　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第十項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第七十八条の二から第七十八条の四までの改正規定及び第百三条の次に一条を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百七十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百十九号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十五日

総務大臣　川端　達夫

表一の項に掲げる区域の項中「222MHz以下」の次に「、718MHzを超え748MHz以下」を、「890MHz以下（注1）」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加え、同表二の項に掲げる区域の項中「843MHz」を「845MHz」に改め、「890MHz以下（注1）」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加え、同表三の項に掲げる区域の項中「、815MHzを超え843MHz」を「、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz」に改め、「890MHz以下」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加え、同表四の項に掲げる区域の項中「、815MHzを超え843MHz」を「、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz」に改め、「890MHz以下」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加え、同表五の項に掲げる区域の項中「222MHz以下」の次に「、718MHzを超え748MHz以下」を、「890MHz以下」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加え、同表六の項に掲げる区域の項中「、815MHzを超え843MHz」を「、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz」に改め、「890MHz以下（注1）」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、958MHzを超え960MHz以下」を加え、同表七の項に掲げる区域の項中「、815MHzを超え843MHz」を「、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz」に改め、「890MHz以下（注1）」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加え、同表八の項に掲げる区域の項及び九の項に掲げる区域の項中「222MHz以下」の次に「、718MHzを超え748MHz以下」を、「890MHz以下（注1）」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加え、同表十の項に掲げる区域の項中「、815MHzを超え843MHz」を「、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz」に改め、「890MHz以下（注1）」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加え、同表十一の項に掲げる区域の項中「222MHz以下」の次に「、718MHzを超え748MHz以下」を、「890MHz以下」の次に「、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下」を加える。

○総務省告示第二百八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項の告示に係る伝搬障害防止区域について、電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第三項の表七の項を次のように改める。

7	(1)　東京都江東区有明2丁目（72.00）	北緯35度38分06秒東経139度47分38秒の地点と北緯35度39分14秒東経139度46分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度39分18秒東経139度46分38秒の地点と北緯35度40分06秒東経139度45分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　東京都中央区銀座6丁目15番1号（134.00）	